

No.32

一 目 次 一

△ 焦点 △

- 一、「憲法をまもる民主主義と中立の政府」
の樹立のために.....

- 二、選挙法改正案.....

1960年
8月15日発行
8月号

- 1 公職選挙法改正案要綱

2 政治資金規正法の一部を改正する法律案

3 衆議院議員選挙区画審査会設置法案

7

1

△ 研究 △

- 一、政治方針解説.....

- 二、長期政策の検討にあたって.....

附 社会党の長期政策の

位置づけと性格

15 11

△ 資料 △

- 一、沿岸漁業振興法案要綱.....

- 二、「経済白書」批判.....

- 三、池田新内閣に対する申入書.....

23 22 19

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222番
振替 東京 195668番

焦

点

「憲法をまもる民主主義と中立の政府」の樹立のために

——日本社会党選挙綱領——

日本の当面する二つの道

日本国民は、いま二つの現実に直面している。

一つは、わが国が終戦後十五年にわたってアメリカ軍の占領をうけ、さらに新保安条約によつて今後十一年間、米軍の駐留が継続されるという現実である。サンフランシスコ講和の際、アメリカの圧力によって、台湾の蔣政権と講和をむすび、いまだに六億五千万の中国国民党に背をむけているという現実である。また、神武景氣、岩戸景気のなかで大企業がその経済力を強化し、戦前以上の巨大独占が復活し、そして拝金主義、金権主義が横行しているという現実である。

他の一つは、アメリカ軍の駐留と原爆基地に反対し、日本の独立と平和を求める人びとが安保改定阻止のため立ち入り、一千五百万人の国会議員が行なわれたという現実である。中華人民共和国との国交を回復し、アジアに平和をもたらそうとする国民の声が、全国に満ちみちているという現実である。また、独占の支配を制限し、日本経済の二重構造を根本的に解消し、憲法の精神を完全に実現して、働く大衆の生活を急速にひき上げるべしとの声が、すべての有識の人士の一致した与論となつてゐるという現実である。

自民党池田内閣の歩もうとする道は、吉田内閣一岸内閣によつて作りだされた前者の現実を肯定し、これを一そく促進しようとするものである。現在、池田内閣は、安保闘争に示された国民の激しい抵抗に直面し、表面は低姿勢をとつて、国民の歓心を買おうとしているが、これは選挙前の偽装に過ぎない。

池田内閣の目指すところは、新保安体制の核武装と自衛隊増強である。憲法改悪をめざす小選挙区法、警職法、防衛機密保護法等の制定である。労働法の改悪合理化と首切りの強行である。貿易自由化を推進して大部分の農民を農業の外へ切り捨て、また多くの中小商工業を倒産の淵へなげこむことである。そして、アメリカ資本と結びつく独占資本、財閥だけが肥えふとる反面、数千万の国民は低所得と半失業のどん底にしづみ、日本資本主義の矛盾、経済の二重構造はいよいよ拡大されるであろう。

これに対し、日本社会党がすすむ道は、アメリカ駐留軍の撤退と基地の撤去、日中國交回復、そして働くものが平和で明るく豊かな生活を楽しむことのできる社会を実現することである。

国の眞の主権者は国民である。国民の意思に反する政府はその存在の基礎を失う。岸内閣が国民の意思に反して安保改定を強行採決した瞬間に、岸内閣はその存在の道義的根拠と法律的基礎を失つた。それにもかかわらず岸内閣は、安保改定のアメリカの至上命令を遂行しようとして、警官の暴力によつて政権居すわりを続けた。そのため議会政治は破壊と安保改定強行の共同責任を負っている。

池田首相は、岸内閣の閣僚であった。彼は岸内閣の議会政治破壊と安保改定強行の共同責任を負つてゐる。しかも、財界の支持の下に自民党の総裁選挙に勝利し、憲政の常道を無視した政権たらい廻しによつて新首相の地位についた。彼の手はけられており、民主日本の宰相たる資格をうしなつてゐる。

汚職、金権、暴力を野ばなしにする政治、貧困と失業の脅威をさらに深刻化する経済、そして、

てアメリカの原水爆基地政策に奉仕する向米一辺倒の外交を、今後もなお自民党に続けさせるべきであるか。

それとも自主中立の平和独立外交を進めて、明るい社会、豊かな生活、健康な文化を創造しようとする社会党に、新しい政治をまかすべきであるか。

日本社会党は、きたる総選挙をまえにして、新安保条約の不承認、日米軍事同盟体制の打破とわが国の非核武装化、日中国交回復と平和中立外交の確立、民主主義の擁護と議会政治の再建、経済民主化と社会保障の完全実施をとくに強く国民大衆にうつたえる。そして以上の政策を実現する政府、すなわち社会党を中心とする「憲法を守る民主主義と中立の政府」を樹立せんことをよびかける。日本の未来にならうものはそれは日本社会党である。

軍事同盟か平和中立か

自民党は、日米の軍事同盟こそ日本の安全保障の道であるとなえている。そして、日本が中立政策をとれば、アメリカの経済断交によって日本経済はなりたなくなると主張している。これは、アメリカの威光をカサに着て、日本国民をおどかし、だまして、中立の道を歩むことを妨げようとする宣伝である。誰の眼にも明らかなように、もし米ソ、米中のあいだに軍事紛争が発生すれば、日本はたちに原爆ロケットの雨を浴びるであろう。すなわち、隣国の中ソを敵としていて、日本の安全保障はありえない。いづれの陣営とも軍事同盟を結ばず、いずれの陣営とも平和に共存する積極中立こそ、日本の真の安全、経済繁栄の道である。今回の安保闘争後の日本の対米貿易が、自民党的宣伝にもかかわらず、何等の障害を受けていないことを見ても明らかである。

一、社会党は、岸内閣の不法不当な手手続きによって「自然成立」した新安保条約を承認せず、これを国民与論と國際与論の背景のもとに廃棄し日米軍事同盟体制を打破する。そして、日米間の国民的基盤の上に眞の平等友好の外交関係を確立する。この点で反米を第一目標とする共産党とことなる。社会党は、わが国を核兵器をもつて武装せず、アジア、と

くに北西太平洋地域における非核武装地帯の設定を促進する。

また、アメリカの原子戦略体制下におかれている沖縄および小笠原諸島の返還を要求する。社会党は、わが国の再軍備に絶対反対し、青年に銃をとらせない自衛隊は合理的な年次計画をもって縮減改組する。これにかわって国内治安のためには民主的な警備組織をとてる。同時に、平和国土建設隊を創設して自衛隊の一部をも吸収し、破壊よりも建設の槌音を高くひびかせる。

一、社会党は、中華人民共和国との国交回復を実現する。このため、「二つの中国」を認めないという基本的立場にたって、中華人民共和国の国連における代表権を支持し、速やかに平和条約を締結する。そして、一切の貿易制限を撤廃するとともに、郵便、気象、航空、漁業、文化交流等に関する政府間協定を結ぶ。これこそ日中二千年の友好善隣の正しい姿である。

また、この道は、日米安保条約を事実上死文化する途に連るものであり、日本の貿易をアメリカ依存から脱脚せしめアメリカ貿易、中国貿易、アジア・アフリカ貿易の三つの脚の上に乗せて眞に安定した拡大均衡を達成することができる。

民主社会党は、「一つの中国に二つの政府を認める」政策をとっているが、これは事実上「二つの中国を認める」政策であり、北京、台湾からともに相手にされず、極東の緊張を解決する現実の政策とはなり得ない。一、ソ連との平和条約の締結は、仮想敵国視する池田内閣の手によつては実現不可能である。社会党は、懸案となつてゐる領土問題についても、日ソの友好関係をつよめつて合理的に解決し、平和条約を早期に締結する。

一、社会党は、平和と安全保障のための世界組織である国際連合を全面的に支持する。原水爆の脅威を一掃し、人類共滅の危機から世界の平和を守る道は、あらゆる兵器についての世界的な軍縮だけである。原水爆の実験、製造、貯蔵、移動、使用は全面的に禁止されねばならない。なかでも原水爆の実験は即時、

無条件で禁止されることを主張する。昨年九月国連総会の八十二ヶ国軍縮決議の精神にもとづき、すみやかに全般的軍縮協定が締結され、各国の防衛費が民生安定と低開発国援助に転かんされるよう要求する。

金権を背景とする多数独裁か

憲法をまもる議会政治か

朝鮮戦争を背景としてわが国の再軍備が開始され、保守党による憲法じゅうりんがすすめられるようになって以来、しばしば国会において混乱がおこっている。そして社会党はいわれのない「暴力」の非難をうけている。だが、社会党がもし保守党の多数暴力に唯々諾々として服していたならば平和と民主主義の憲法はすでに遠い昔に改悪され、韓国やトルコ並みの政情に陥っていたであろう。

眞の議会政治は、国民の意思を忠実敏感に国会に反映することであり、単なる院内多数決主義、頭数万能主義であってはならない。我々は、東條内閣の下の「翼賛」議会で、全会一致で戦争を支持した、という過去の苦い経験を思い起すべきである。

陳情、請願の方法で表現され国民の意志を正しく議会に反映すること、審議を尽し、話し合いによって、国会を円滑に行ない、国論の大きくわかれる案件については適時に国会を解散して國民に信を問うこと、これこそ眞の議会主義である。

特に、今日、議会政治確立のために何にもまして必要なことは、「金のかかる選挙」、「金で動く政治」を根本的に肅正し、「金主主義」を民主主義にあらためることである。

一、社会党は、平和憲法を擁護し、いかなる改悪意図をも粉碎する。憲法違反の条約、協定や、逆コース政治推進のテコとなつてゐる反動諸法令を廃止する。

社会党は、主権者たる國民の意志と議会および政府との遊離をふせぎ、真に民主的な議会政

治の機能を保障するため國論の大きくわかれる問題についての国会解散を慣行として確立する。社会党は党綱領に規定する通り、政権獲得後も反対党の存在を認め、政権の授受は自由に表明された國民の意志にしたがう。この点にお

いて共産党の一党独裁方式を排すると共に、権力によつてタライマワシを行なう保守党の一党独裁永久政権に反対する。

一、歴代保守政権の腐敗政治は、汚職、獄を日常茶飯事たらしめている。社会党は政、官財界の腐敗の肅正を期するため、行政の民主化と国会の手による監査制度を強化する一方、斡旋収賄罪の法制化、政治資金規制法の改正、連座制を実行する同時に、腐敗と乱費の根源たる補助金行政を根本的に改め、情実政治や收賄政治を一掃する。

一、社会党は、警察官の職權濫用及び、保守本権の回復と政治的自由を確保する。未だに未組織の状態にある労働者、農漁民の組織化を推進して働く人々の権利と生活を擁護する。

一、社会党は、天下り的な中央集権化を排除し、地方住民への福祉行政を拡充する。地方住民の意志は充分に地方政治に反映されなければならない。しながらて知事の官選、道州制に反対し公選制を堅持して民主的な地方自治を確立する。

一、婦人の地位は、まだまだ低い立場におかれてゐる。社会党は、権利の上でも、事實の上でも、婦人に經濟的、社會的地位の完全な平等を保障し、婦人の社會的解放を徹底する。両性のあいだの不平等を少しでもみとめている法律は、のこらず改正しなければならない。売春防止法を完全に実施して、いまわしい人肉売買の歴史に終止符を打ち、その更生保護については万全の対策を樹立する。

弱肉強食の自由化か 貧富をなくす協同化か

現在、アメリカ經濟をはじめ、資本主義世界經濟は景氣後退期をむかえようとしている。わが國經濟も、岩戸景氣の背後に不況のかげがしおよびつてゐる。来年からは不景氣の風がふきあふると予想されている。

（3）

この時に、自民党池田内閣は、アメリカの要求にこたえて貿易為替の自由化を推進しようとしている。そして不況の進行に拍車をかけ、弱肉強食の原理によって労働者、農民、中小企業を合理化のローラーでおしつぶし、大資本、財閥がほしいままに国民経済を支配できる体制を実現しようとしている。

この準備なき自由化に反対し、国民経済の体质を近代的に改造し農業、中小企業の協同化を柱として二重構造の底辺をひき上げることによつてこそ、国民の貧富の差は縮少される。また勤労大衆の購買力の増大に応じて国内市場も拡大される。

一、社会党は、自由化のための首切り合理化に反対し、雇用拡大と労働条件改善のために全労力を注ぐ。とくに新規就業希望者に完全就業を保障し積極的な雇用増加と失業防止策を講じて、低所得者の生活水準を引きあげる。このために労働時間短縮(週四十時間)を目標とする)全産業一律の最低賃金制を実施し、家内労働法を制定する。

一、社会党は、働く農民を尊重し、明るく豊かな農村を建設する。自民党的、農民きりすての三割農政に反対し、全農民をひき上げてゆく農業生産基盤を改善し、経営共同化をすすめ、もって、農業生産性の向上、農産物コストの引き下げ、農民所得の向上を実現する。このため、農業生産組合法、農業経営近代化促進法を制定し、農業サービス・センターを全国に設置する。

社会党は貿易自由化で、余剰農産物を輸入して農民を犠牲にしたり、米の統制を撤廃して投機的商業資本に利益をあたえるような農業政策は排除する。肥料、農薬、農機具の生産資材の価格を引き下げるとともに農民には生産費と所得をつぐなう米麦価を補償する。

一、社会党は、米麦以外の各種農産物についても生産費及び所得補償の価格支持制度を拡充強化し、中央地方の卸売市場制度を抜本的に改善し、流通機構合理化で豊作貧乏を解消する。また都市労働者の生活水準引き上げ等により、農産物の消費を飛躍的に拡大する。

社会党は農民団体組織法を制定し、すべての農民に労働者と同じ團結権を保障し、その地位

を向上させる。農村の社会、文化施設を拡充し、都市と農村のあいだの文化水準の格差を解消する。

一、社会党は、漁民の生活を豊かにするために水産技術指導体制の確立とその助成、漁港設備の整備等は早急に実施する。そして、これらの援助を背景として漁業共同化を促進する。高利債務借り替えと、漁船、漁具の近代化のために長期低利の資金を便与することはもちろんであり、とくに魚価安定制度及び流通機構を整備して、大漁貧乏を追放する。

一、社会党は中小企業に対し、中・小・零細の規模別に適応した税制、金融、組織、福祉厚生、近代化、販路確保、労働問題などのそれぞれの対策を整備する。とくに勤労性のつよい零細経営の安定と向上に力を注ぐ。

一、社会党は中小企業を倒産にみちびく貿易自由化を阻止し、まず自由化にたえうる力をつけるため企業の体質改善、共同化によるコスト切下げ、団結力の強化など、対外競争力を高める政策を優先させる。

ロツキードか、国民年金か、

社会保障の完全実施を要求する社会党の主張が国民の強い支持をうけているため自民党池田内閣も社会保障を公約せざるをえなくなっている。これは国民与論の一つの成果である。

しかし池田内閣は、ロツキード生産をはじめ、新安保条約にもとづく防衛力増強五ヵ年計画を忠実に実施して、アメリカの期待にこたえようとしている。したがつて池田内閣の社会保障の公約は、再軍備と軍国主義のヨロイをかくすための衣にしかすぎず、総選挙のすんだとはたちまちほころびる運命にある。

また、民社党は低所得層の引上げと中産階級化をうたつてゐるが、「力の均衡」政策をとり「最少限の自衛措置」をみとめる民社党では自民党と五十歩百歩である。

眞に国民が健康にして不安のない生活をたのしむためには再軍備反対、平和憲法擁護の社会の政策にまたなければならぬ。社会保障は

社会党の手でこそ完全に実現される。

一、社会党は、社会保障の拡充を国家の義務と考える。したがつて社会党は失業、貧困、疾病、身体傷害、母子家庭、老年といった必要なあらゆる場合についてすべての人々にその生活を保障する。

社会党は、誰でも無料で病気がなおせる社会を速やかに実現するために、国保の十割給付をめざして国民皆保険の内容を改善充実させる。

一、社会党は、早くより国民年金制度の創設を主張し、その圧力に押されて昨年から制度は発足した。だが現行制度は甚しく不合理、不十分である。よつて社会党は完全な年金制度の実現をめざし現行制度改正を推進する。

一、社会党は、福祉年金については、支給額を飛躍的に増額し、六十歳以上の老人に対して年一万二千円、六十五歳以上には年二万四千円、七十歳以上には年三万六千円、母子世帯に対しては年三万六千円、身体障害者に対しては年三万六千円を支給する。

社会党は抛出年金制度については、所得比例の保険料、完全に有効なる減免措置、月七千円を基準とする年金給付、物価変動とともにスライド、積立金の民主的運用等を要求し、この要求の実現をみるまで、政府の抛出年金制の実施延期を主張する。

労働者については、すべての労働者に労働者年金を適用し、その給付水準を現在の厚生年金の月三千五百円から一万千二百五十円まで引き上げる。

一、一千数百万人に及ぶ生活因窮者は、国の責任において健康で文化的な最低限の生、活因窮者は国の責任において健康で文化的な最低限の生活が保障されねばならない。社会党は、生活保障法を制定し、生活保護基準を五割以上引き上げるとともに、保護世帯にわざかな他の収入があるからといって、扶助料のさし引きは行なわない。母子世帯に対しては、母子福祉法を制定して、母子年金を中心とした総合的母子福祉対策を講ずる。

一、社会党は、金持に有利な税制は根本的に改革し、重税にあえぐ低額所得者を中心として生計費には課税しない原則で免税を断行する。大資本本位の租税特別措置法は原則とし

て廃止し、ゴルフ税、富裕税、過当広告税、を新設し、これを中小企業者、農民、労働者のための減税に回す。

一、社会党は住宅対策を強化し、誰でも入れる健康で文化的な公営住宅を大量に建設する。低家賃住宅、勤労者向低家賃アパート、都市における下駄バキアパート等の建設で一世帯一住宅を実現する。さらに住宅建設のための融資を大幅に増額し、自己の家を新築、増改築したい者に対し、安易低利な融資の道をつける。同時に住宅建設の障害となつてゐる土地投機を規制し、遊閑宅地を解放するなど、安い宅地を用意して、住宅難の解消に努める。

地代賃統制令の撤廃に反対する。

一、社会党は、差別と貧困になやむ未解放部落大衆の完全解放を期し、党の部落解放政策の実施にまい進する。

三悪類廃の文化か

明るい健康な文化か

憲法にもとづき、言論、出版、放送、表現の自由は尊重されなければならない、だがこの自由を濫用してマス・コミを特定政治目的に悪用したり、あるいは商業目的のために手段をえらばず、エログロ、白痴文化をふりまくことは許されない。そしてこれは、人間より金を重んずる資本主義の害悪のあらわれであり、三悪を助长する自民党政策の責任である。

われわれの若い世代を愚民政策からまもり、国家社会の将来への発展を実現するためには、世論を背景として社会文化を改革し、教育を民主化、充実し、子供、学生、青年、婦人が明るい希望をもてる健康な文化国家を創造しなければならない。

一、新しい時代は、文化、教養を向上できる機会をすべての人々に与えることを要求している。とくに教育の機会は各人にその能力と希望によって一様に与えられ、かつ経済的にも保障されねばならない。社会党は義務教育の父兄負担を解消する長期欠席や未就学児童を一掃し、あらゆる辺境、底辺にまで文教施設を整備する。

社会党は奨学資金制度を充実して、高等学

校

大学

校、大学へ入学した学生は誰でも必要に応じて国家奨学資金が与えられるように予算を拡充する。希望を持たせるようになった。社会党は基礎、応用科学、技術教育の振興と、試験研究機関の強化に直ちに着手する科学者技術者が、自らの研究費に事欠くような状態を速やかに一掃し、その待遇を大幅に改善するとともに、科学技術提携料の支払いを解消する。

一、あらゆる経済的、社会的制度における進歩は、科学研究の自由、芸術的創造の自由から生れる。社会党は、民族的な近代的文化を創造するために、芸術家、科学者、文化人、知識の参加した広汎な大衆運動を開拓する。国民の体育を向上し、教養を高め、健全な娯楽を奨励するために、スポーツ振興法を制定し、運動場を拡充し、国立劇場、児童映画館等を建設する。同時に誰でも参加できるスポーツや誰もが楽しめる演劇、映画に対する課税は全廃する。

軍備拡大の予算か

平和と繁栄の予算か

自民党池田内閣のもとにおいては、「アメリカの信用回復」という名目で、予算のなかで防衛費が増大の一途をたどるであろう。それは池田内閣を誕生させたかげの力の独占資本の命ずるところである。

それに対し、社会党を中心とする憲法をまもる民主主義と中立の政府は、根本的に働くものの立場にたって、この選挙綱領でのべた諸政策を実現するために、平和と繁栄の予算を編成する。

一、社会党は、大資本本位の予算を国民大衆のための予算に再編成する。ロッキーード生産をうち切り、自衛隊の縮減改組にともなつて防衛費を大だんに削減する租税特別措置を改廃し、またゴルフ税、富裕税、過当広告税等を創設し、大法人、大金持ちから正当な租税を徴収する。国民の勤労にもとづく租税自然增收は、一部は勤労大衆の減税に、一部は社会保障の拡充にあてる。

一、社会党は、国民の零細資金でなりたつてい

る財政投融資の財源を大企業優先で融資することを改め、道路、中小企業及び農林漁業金融、地方自法体の社会福祉事業融資へ、長期低利に重点的に振りむける。また財政投融資との関連で、民主的な資金計画委員会の計画にもとづき、民間資金の投融資を規制し、無駄、二重投資、過剰投資をさけて資金効率を大幅に高める。また国際的にみてはなはだしく高い金利水準をひき下げる。

輝かしい未来への展望

社会党は限りない未来への展望をもつてゐる。それは輝かしい、平和な社会主義の道である。真に健康で豊かな生活を、資本主義制度のもとに求めるとは不可能である。歴史は、二十世紀後半が社会主義の世紀であることを示している。社会党は「憲法を守る民主主義と中立の政府」を樹立しその課題を成功的に達成することを通じて社会主義へ前進する。

その輝かしい社会では、労働者は新しい社会の生産力のない手として、失業の不安におびえることなく誇りにもえて労働にいそしむであろう。

農漁民は貧困と重労働から解放され、新しい技術と機械を駆使して、文字通り新農山漁村を建設できる。中小商工業者は独占資本の抑圧から解放され、国民経済の発展と勤労大衆の購買力の増大に応じてその企業の安定した繁栄を保障される。

すべての青少年は、教育の完全な機会均等を保障され、教育者、科学技術者、芸術家、知識人は尊重され国民文化水準の向上とともに平和的、文化的な国家が建設される。

社会保障と社会福祉の制度は完備し、婦人は無権利と暗黒の生活から解放される。老人は年金制度の確立によって、人生のよろこびを楽しむことができる。

すべての人々は健康にして文化的な生活が保障され、貧困からくる社会的頑廃と犯罪は一掃され、新しい社会文化と道徳が創り出される。

二 選挙法改正案

公職選挙法改正案要綱

第一 投票に関する事項

投票は、午前六時に開き午後七時に閉じ、特別の事情がある場合には一時間以内の範囲内で繰り上げ又は繰り下げるようすること。

(四〇条1)

第二 公職の候補者の立候補に関する事項

一 立候補の届出を認めないこと。(八六条1・2)

二 被選挙権を有しない者の立候補を禁止すること。(八六条の二、罰則二三六条の二)

第三 選挙運動に関する事項

一 連呼行為

衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び指定市市長の選挙については、午前八時から午後六時までの間、進行中及び停止中の自動車の上で連呼行為をすること(街頭演説の場所における連呼行為は、從来通り。)。(一四条の二・一四一条の三)

二 文書図画

選挙運動用葉書の枚数は、次の通り増加すること(現行の一倍乃至二倍)。(一四二条1・2)(Aは衆議院議員の選挙区数が一をこえる場合のそのこえる数)

(1) 衆議院議員 三〇、〇〇〇枚(現行一五、〇〇〇枚)

(2) 参議院全国区議員 一〇〇、〇〇〇枚(現行六〇、〇〇〇枚)

(3) 参議院地方区議員及び都道府県知事 三〇箇十一〇箇 A

(4) 選挙事務所表示用及び街頭演説用のポスター、立札及び看板の類は、検印を受けることを要し、その表面に掲示責任者及び印刷責任者の氏名及び住所を記載しなければならないこと。

(5) 選挙運動用ポスターを掲示させるため、公営掲示場を一投票区ごとに、一二箇所設置するようにすること。(一四五条の二)

(1) 新聞広告

新聞広告の回数は、次の通り増加し、指定市市長についても、無料とすること。

(2) 都道府県会議員 五、〇〇〇枚(現行一、〇〇〇枚 A)

(3) 都道府県知事 三〇、〇〇〇枚十五、〇〇〇枚(現行一五、〇〇〇枚十三、〇〇〇枚 A)

(4) 指定市市長 三〇、〇〇〇枚(現行一、〇〇〇枚)

五、〇〇〇枚)

指定市市会議員 三、〇〇〇枚 (現行一、五〇〇枚)

(一) 指定市以外の市長 五、〇〇〇枚(現行三、〇〇〇枚)

指定市以外の市会議員 一、二〇〇枚(現行八〇〇枚)

(ト) 町村長 一、五〇〇枚(現行一、〇〇〇枚)

町村会議員 五〇〇 (現行三〇〇枚)

右の選挙運動用葉書は、各選挙とも、無料とすること。

(3) 衆議院議員、参議院議員、都道府県会議員、都道府県知事、指定市市会議員及び指定市市長の選挙について、選挙運動用立札及び看板の類の使用は、次の箇数に限って認めること。(一四三条1・一四四条の二)

(1) 衆議院議員 三〇箇

(2) 参議院全国区議員 二〇〇箇(一の都道府県内においては地方区議員の使用しうる数をこえないこと。)

(3) 参議院地方区議員及び都道府県知事 三〇箇十一〇箇 A

(4) 指定市市長 三〇箇

(5) 都道府県会議員及び指定市市会議員 一〇箇

(1) 衆議院議員及び参議院議員・地方区議員・三回

回(現行二回)

(2) 参議院全国区議員 五回 (現行三回)

(3) 都道府県知事及び指定市市長 二回

(現行一回)

右の新聞広告は、一新聞に限定(現行)しないようすること。(一四九条1)

その他の選舉は、従来通り。

放送

政見放送については、テレビジョン放送を認めること。(一五一条1)

(2) 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事のほか、新たに指定市市長の選舉においても政見放送及び経歴放送を認めること。

と。(一五一条1・一五一条1)

義務制公営立会演説会

従来任意制であった都道府県会議員及び指定市市長の選舉の立会演説会をも義務制とすること。(一五二条)

義務制立会演説会については、公営により拡声機等を使用して、その開催前一時間前から開催予定期刻まで立会演説会の開催を周知させるような方法を講ずること。(一五八条3)

任意制公営立会演説の範囲に新たに指定

市以外の市及び町村の議会の議員の選舉を加えること。(一六一条の二1)

選舉公報

新たに都道府県会議員(字数五〇〇)、指定市市会議員(字数五〇〇)及び指定

市市長(字数一、〇〇〇)の選舉についても選舉公報の発行を義務制とするこ

と。(一六七条1。一六八条3)

参議院全国区議員の選舉公報に写真を掲載すること。(一六七条)

衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選舉においては、現行選舉公報と

別箇に、氏名、写真及び経歴のみを掲載する選舉公報更に一回発行すること(字数四〇〇)。(一六七条2・一六八

条3)

衆議院議員の選舉については国から、地方公

第四 寄附の制限に関する事項

一 特定の寄附の禁止

候補者等が、その後援会の総会その他の集会又はその後援会の主催する旅行等の行事において、その参加者に金銭、飲食物、記念品その他これに類する物品及び余興を提供する行為は、選舉に関する寄附とみなして禁止すること。

候補者等が、その後援会の総会その他の集会又はその後援会の主催する旅行等の行事において、その参加者に金銭、飲食物、記念品その他これに類する物品及び余興を提供する行為は、選舉に関する寄附とみなして禁止すること。

二 候補者等の寄附の禁止

候補者等が、その後援会の総会その他の集会又はその後援会の主催する旅行等の行事において、その参加者に金銭、飲食物、記念品その他これに類する物品及び余興を提供する行為は、選舉に関する寄附とみなして禁止すること。

三 後援会の寄附の禁止

現行の候補者等の氏名を冠した团体の寄附の禁止に代えて、候補者等の後援会がその総会その他の集会又はその主催する旅行において、その参加者に金銭、飲食物、記念品その他これに類する物品及び余興を提供する行為は、選舉に関する寄附とみなして禁止すること。(一九九条の二2)

四 政党その他の政治団体の金銭、飲食物等の提供の禁止

政党その他の政治団体は、各選舉につき、選舉運動期間及び選舉当日は、その開催する大会その他の集会において、その参加者に金銭、飲食物、記念品その他これに類する物品及び余興を提供してはならないものとすること。(一九九条の五・罰則二四九条の五)

五 寄附禁止の除外

候補者、関係会社及び後援会の政党等に対する寄附禁止の除外は、当該候補者等の属する政党等に限定すること。(一九九の二2・一九九条の三2・一九九条の四2)

第五 政党その他の政治団体の政治活動に関する規定

一 確認団体は、政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においては、ちようちんは一箇、立札及び看板の類は二箇以内に限り使用できること。(二〇一条の五一

二 確認団体の行ないうる政談演説会の回数は現行の二倍に増加すること。(二〇一

条の五一一〇一条の八)

三 衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通

常選挙において、確認団体は、公営により、ラジオ及びテレビジョンを通じて三回政見放送を行ないうるようにするこ

と。(一一〇条の一四・罰則二五二条の二

2)

第六 罰則に関する事項

一 文書图画の毀棄罪

選挙運動用の文書图画(一四三条)、公営の氏名掲示(一五八条・一七三条・一七五条の二)、個人演説会場の立札(一六四条の二)及び政党等の確認団体が本法により使用する文書图画(一一〇一条の五一一〇一条の八)を毀棄した者を处罚する規定を新設すること。(一一六条の二)

二 連座制の強化

(1) 免責規定を削除し、総括主宰者及び出納責任者が買収及び出納責任者が買収及び利害誘導罪、多数買収及び多数人利害誘導罪、公職の候補者及び当選人にに対する買収及び利害誘導罪、新聞紙、雑誌の不法利用罪(一二二一条一二二三条の二)及び選挙用の法定額違反の罪(一四七条)を犯し刑に処せられたときは、当選無効の訴訟をまたずに、当該当選人の当選を無効とすること。(一一一条)

(2) 右に伴い当選無効の訴訟に関する規定を削除すること。(一五一一条の二)

三 公民権の停止

買収及び利害誘導罪、多数人買収及び多数利害誘導罪、公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪、新聞紙、雑誌の不用罪(一二二一条一二二三条の二)及びおとり罪(一二四条の二)を犯した者に対しては、必ず公民権を停止するものとし、これに伴いおとり罪の再犯に対する公民権の停止期間を一〇年間とすること。(一二五二条2・3)

四 時 効

前記に掲げる買収等の罪の時効は、二年(現行一年)とし、犯人逃亡の場合は、五年(現行二年)とすること。(一二五三条2)

第七 選挙公営費用の負担に関する事項

一 選挙運動用葉書及び公営掲示場の費用は

衆議院議員及び参議院議員の選挙については国の負担とし、地方公共団体の選挙についても当該地方公共団体の負担とすること。(一一六三条IV・VII・II二六四条)

二 都道府県会議員の立会演説会及び選挙公報の費用は、当該都道府県の負担とすること。(一一六四条2)

一

三 指定市市会議員及び指定市市長の選挙公報並びに指定市市長の立会演説会、新聞広告、政見放送及び経歴放送の費用は、当該指定市の負担とすること。(一一六四条3)

四 政党その他の政治団体の政見放送費用は、国庫負担とすること。(一一六五条)

二 本法施行前に選挙期日が公示又は告示されている選挙は、改正前の規定により行なうこと。(附則2)

三 本法施行前の行為又は前項二の選挙に付してした行為に対しても改正前の罰則を適用すること。(附則3)

四 本法の改正に伴い、農業委員会等に関する法律、漁業法及び地方自治法の規定及び地方自治法の規定を整理すること(附則4-6)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 政党、協会その他の団体又はその支部は、左の各号に掲げる者から寄附を受けなければならない。

一 国から補助金、奨励金、助成金、負担金その他これらに準ずる交付金の交付を受けている会社その他の法人

二 国から貸付金の財政援助又は直接若しく

は間接に利子補助金、損失補償等の財政援助を受けている会社その他の法人の適用については、なお従前の例による。

三 国が資本金の全部又は一部を出資する会社その他の法人

四 国が資本金の全部を出資している会社その他の法人から出資を受けている会社その他の法人

五 国が借入金の元金又は利子の支払を保証している会社その他の法人

六 国又は公共企業体（日本国有鉄道、日本専売公社及び日本電信電話公社をいう）と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

1 前項の規定により政党、協会その他の団体又はその支部が寄附を受けてはならない期間、同項第一号に掲げるものについては、当該交付金の交付を受けた日から一年間、同項第二号から第六号までに掲げる者については、当該各号に規定する事由の存続する間とする。

2 前二項の規定は、政党、協会その他の団体又はその支部が第一項各号に掲げる者を主たる構成員とする団体から受ける寄附について、準用する。

第三十二条を次のように改める。

第二十三条 政党、協会その他の団体又はその支部が第八条又はこれを準用する第十八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の代表若しくは主幹者若しくは主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 政党、協会その他の団体又はその支部が第二十二条の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者、会計責任者その他の責任者で当該違反行為をした者は三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処する。

1 この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。

附 則

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

衆院議員選挙区画審査会設置法案

(設置)

第一条 総理府に、臨時に、附屬機関として、衆議院議員選挙区画審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審査会は、衆議院議員の選挙区及びその議員数について調査審議し、昭和三十五年に行なわれる国勢調査の結果による人口に基づいて、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）別表第一の選挙区及びその議員数に関する改正案（以下「改正案」という。）を作成し、内閣総理大臣に提出する。

第三条 審査会は、委員七人をもつて組織する

2 委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一 学識経験を有する者 二人

二 国立国会図書館長 一人

三 中央選挙管理会の委員長 一人

四 都道府県の選挙管理委員会の委員長 一人

五 市の選挙管理委員会の委員長 一人

六 町村の選挙管理委員会委員長 一人

3 前項第一号の委員の任命については両議院の同意を得なければならない。

4 第二項第一号の委員につき欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないとときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかわらず、同号に掲げる者のうちから、委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

6 第二項の委員の任命については同一の政党その他の政治団体に属する者が二人をこえないうにしなければならない。委員のうち同一

の政党その他の政治団体に属する者が二人を

こえることとなつた場合は内閣総理

大臣は、同項第二号又は第三号の委員を含む

二人以外の委員を罷免するものとする。

7 委員は非常勤とする。

(会長)

第四条 審査会に、会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
(改正作成の基準)

第五条 審査会は、第二条の規定による改定による改正案を作成するにあたつては、次の各号に掲げる基準を総合的に考慮しなければならない。

一 衆議院議員の定数をなるべく増加しないようすること。

二 各選挙区における議員一人当たりの人口がなるべく全国平均の議員一人当たりの人口に近くなるようすること。

三 一の選挙区における議員数は、原則として、三人以上五人以内とすること。

四 行政区分は、なるべく尊重し、特に市、区及び町村の区域は、分割しないこと。

五 地勢、交通、産業等の見地から地域的一体性は、なるべく尊重すること。

(改正案の提出期限)

第六条 審査会は、なるべく昭和三十六年十二月三十日までに、改正案を内閣総理大臣に

提出しなければならない。

(法律案の提出)

第七条 内閣総理大臣は、前条の規定により改正案の提出があったときは、その改正案に基づいて公職選挙法別表第一の改正に関する法律案を最近の国会に提出しなければならぬ。

(資料提出の要求)

第八条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第九条 審査の庶務は、自治庁選挙局において処理する。

(委任規定)

第十条 この法律に定めるもののほか、審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(附則)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(委員の任命手続の特例)

2 第三条第四項の規定は、この法律の施行後最初に行なわれる同条第二項第一号の委員の任命について準用する。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項の表中選挙制度調査会の項の次のように加える

衆議院議員選挙区画審査会

衆議院選挙区画審査会設置法(昭和 年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

研 究

一、政 治 方 針 解 説

われわれは先に当面の政治方針を発表したが、この方針についてその後、中央委員会その他その政府の性格、ならびに構成、特に綱領における位置づけ共産党との関係等、重要な若

干の点について論議が行なわれているので、つぎのように党の見解を明らかにする。

第一に党がこのような方針を打ち出したことに正しく理解していない人達がいるようである

が、われわれはいま大衆の中で起つてゐること
がどういうことかをはつきり知らなければなら
ない。数ヶ月前には想像もできなかつたよ
うな情勢の発展、大衆の偉大な政治的成長、この新
しい情勢の上に立つて、党は有頂点になつては
ならないとともに党の新しい発展の可能性を自
らとらえていくのに臆病であつてはならない。
この方針こそ、安保の闘いを継承し、発展さ
せ、大衆の行動の集約的な政治目標を提示した
ものであり、安保阻止を闘つてきた幾百、幾千
万の大衆の要求にこたえる道である。

第二にはこの政治方針に沿つてこの護憲、民
主、中立の政府の構想の土台ともなるべき国民
運動の新しい発展や選挙闘争の飛躍的発展をは
からなければならぬが、これについては別に
述べる。ただこの際重要なことは現在、大衆の
中には安保を闘つてきた中で、従来にない広般
な各層、各団体、各個人の間に強い連帯感が生
れ、それによつて広般な国民連合的なものがで
き上つてゐることであり、この貴重な財産を誰
もこわしてはならないし、さらにこれを強めて
いかなければならぬ。しかし、同時にこの国
民連合的なものの中で必ずしも政治的指導者と
してではないがその政治的代表者としては社会
党の比重が圧倒的に高かつたことははつき認め
るべきであり、このことは特に選挙の場合には
日本の政治、社会の現状から、この国民連合の
政治的代表者として圧倒的に社会党が選ばれる
ことは誰もが認めなければならないということ
である。だが、このことは反面、日本の大衆運
動の中で社会党の主体的強化が決定的条件であ
ることを改めて痛感させられる点であり、党が
新たな情勢の中で、その政治指導、組織の両面
で重大な責任と任務の反省を一層要請されてい
ることを忘れてはならない。

第三の問題はわれわれの目ざす政府の性格お
よび構成についてであるが、われわれは、その
政府の構成が既存の政党政派を対象とするもの
ではなく、われわれの努力によつて総選挙を通
じ、政党分野に質量ともに大きな変動をつくり
出し、その結果として、国民の意思がどこにあ
るかを正しくつかみながら、そのときの政治情
勢の判断によつて決定すべき問題であることを
まず、はつきりしておかねばならない。

そこでわれわれの目ざす政府はいったい何な
のか？

われわれが革命コース途上において目標とす
る政権は第一に社会主義革命の課題を具体的に
日程にのぼらせる社会主義政権があり、第二は
その前段階として反独占の民主主義的革新の決
定的課題を徹底的に遂行することを任務とする
がる政府であり、この政府は民主主義的諸革新
を徹底的に進めると同時に、新安保条約の廢棄
の事業に具体的、直接的に着手し、その完成を
目ざす政府である。

この政府の構成は理論的には①比較多數の社
会党に他の会派の閣外協力による単独政権、②
社会党と保守を除く他の会派との連立政権、③
社会党と保守の一部まで含めた連立政権等の形
が考えられるが、この場合の連立は社会党の圧
倒的なヘゲモニーの下に行なわれるものであつ
て片山内閣とは全く質を異にしている。もし總
選挙後、保守党の一部が分裂して、その勢力が
われわれのかかげる四つの目標を支持し、これ
を忠実に実施するという条件があれば（これは
一般民主主義的要求であるから、保守党といえ
ども支持できないことはない）これとの連立を
原則として何ら拒否すべきではない。

共産党との関係について云えば、安保阻止闘
争の過程で安保阻止勢力に対する、共産党を含
めた国民連合的なものが生れたことは事実であ
り、今後もそれは党の指導の下に大衆闘争の中
でますます強めいかねばならないが、同党は
その綱領において重要な点でわれわれと相違
し、また同党が現在のような政治指導を行なつ
ている限り、広般な大衆の信頼と支持を得るこ
とはむづかしく、従つてさしあたり見通される
つぎの総選挙後の連立政権の対象とはなり得な
い。特に同党が過去において誤った政治指導を行なつたために同党が過去において誤った政治
指導を行なつたために同党に対しても国民の抱い
てゐる不信感は致命的であり、また日本中立化
についての同党の主張に同党のいわゆる国際的
性格からいって未だ国民の信頼を獲得していな

い。

以上のようにわれわれはつぎの総選挙において社会党中央の民主主義政権獲得のために最大限の努力をはらうが、現実にはそこまでいけない場合に、一方で主として保守の政治動向によって極めて錯雜した政治情勢が生れ、そういう情勢の中では一定の条件の下にいわゆる「よりましの政府」の問題が提起される場合があり得る。

この「よりましの政府」の性格は保守の極反動を孤立せしめ、保守のワク内で民主主義的な政策転換を一步でも進め、客観的には保守を全体として弱め、主体的には民主主義勢力の結集を進め、主体的条件を強めることを目的とする政府である。具体的には党のかかげる四つの目標を原則的に支持し、指向する政府である。そしてその構成は、鳩山首班の例のように首班指名に協力するだけに留る場合や、一定の条件の下に閣外協力する場合や、またわれわれが必ずしもヘゲモニーを握っていなくても、一定の目的を達するため連立政権をつくる場合もあり得る。しかしこの場合には再び片山内閣の危険を犯さないため最も慎重な態度で対処しなければならず、はつきりした原則を確立しておく必要がある。

よりましの政府の一般的原則から云えば、独占の側を弱める面では、その政府としての当面の主要政策の基幹問題について、これ以上は絶対に妥協できない明確な基準をつくり、大衆にもその基準について予め訴え、支持を得ることであり、他方われわれの主体を強める面では、常にわれわれの独自の政治活動、大衆行動の自由を留保しておくことが絶対条件でなければならず、協定違反があれば、直ちに倒閣する自由を留保しておかねばならない。

民社党についてはその性格は保守党と全く同じ評価はできないが、連立の対象として考える場合は以上の原則が適用されることは保守党に対する態度は何ら変りはない。

第四の問題として安保阻止闘争に現われた共产党の戦略コース、戦術方針、党のあり方についての批判の問題がある。

戦略問題についていえば、共产党はこの闘争を一貫して反米主義、民族独立のスローガンをか

かげて指導し、その主敵はアメリカ帝国主義であり、日本独占資本、岸内閣はこれに従属する目下の同盟者であるからこれとも闘うという方針をとってきたが、これは共产党が日本の権力が日本独占資本によって握られていることを認めようとせず、日本の支配体制を一口にサ体制、あるいは安保体制とよび、日本の権力構造を米日独占資本の支配という誤った規定をしていることから生れている。そしてこの反米、民族独立コースは広般な大衆の支持を得られず、大衆行動の中に破綻をきたした。

しかしアメリカ帝国主義による軍事基地その他日本の主權の著しい侵害やU2機問題にみられるように日本民族の破滅の危機は重大な問題でありまたこんどの闘争の中でも岸内閣が倒れかかつたとき、これを支え、直接干渉を行なおうとしたアイクの訪日に対してはげしい阻止闘争が行なわれたことは事実である。しかし、この闘いは、あくまで国民の利益を守る立場からの干渉排除の闘いであって、始めからアメリカ帝国主義を主敵として闘うこととは明らかに誤りである。われわれの闘争はアメリカと手を握つて冷戦政策をとり日本民族を誤らせる日本独占に対する反独占の政策転換の闘争があくまで基本であることを知らねばならない。

つぎに戦術方針の面で特に問題となるのは全学連に対する同党の態度である。共产党は全連主流派を米日反動の手先と規定して終始かれらを敵視する態度をとり、ついには六・一五闘争の意義も評価できず、樺美智子さんの国民葬をも拒否するような硬直した方針となり、一般大衆から遊離してしまった。

この共产党の態度は全く誤っているが、しかしあれわれも共产党主義者同盟の思想はようしゃなくこれを克服すべきことを認め、またその冒険主義的戦術指導も強くこれを批判しなければならないが、共产党のように支配層が全学連に対して集中攻撃をしている最中にこれと一緒になって攻撃する態度は正しくない。

さらにかれらが行動の面で安保闘争の中で最もはげく闘ってきたことは事実であり共产党が統一戦線を口にしながら、戦線内部にあるものを敵と区別しない態度は誤りである。従つて共产党がいくら「反動の手先」呼ばわりをしても

何ら説得性をもち得ないのはこのためである。

われわれは政治集団としての共産主義者同盟に對しては党および社会主義青年同盟がこれとともに現在、主流、反主流に分裂している学生運動は大衆運動としてこれを統一する方向に指導すべきである。

つぎに共産党がこの闘争を通じてその主力をむしろ下部末端の党员拡大に注ぎ安保を闘った大衆から好感を持たれていないことは革新政党の在り方として問題がある。何故なら政党が党勢力の拡大につとめることは当然であるが、大衆闘争の中で革新政党の姿勢は常に大衆指導の正しい方針を出し、あくまで闘いの先頭に立つことによつて党が大衆から信頼され、その結果として党が拡大するということが正しい態度であり、党拡大が自己目的となつてはならないからである。

以上、共産党の戦略コース、戦術方針、党的あり方について批判を行つたが、しかし同党がこの闘争を通じて、中央における指導性的の低きにも拘らず、地方によつては末端における共産党员の行動が闘いを支える重要な役割を果してきた事実は卒直にこれを認めるべきであり、むしろわれわれの反省の資とすべき点も多かつた。

第五の問題はわれわれの政治方針の闘いの主要目標である安保不承認と日米軍事同盟体制打破の問題について、一方では社会党がいくら安保不承認といつても条約は現実に発効しておらず、社会党のいうことは例によつて非現実的ではないかといふ批判であり、他方では主として共産党の誤解から、社会党は不承認の立場に留り、破棄の方向を出すのをためらつておらず、さらにこれを反米闘争に高めないという批判である。

後者の方から先にいえばこれは全くの誤解であり、現に政治方針でいう日米軍事同盟体制打破は明らかに安保破棄を含んでおり、「この闘いは新安保を廢棄の樹立によつて完成する」とうたっている。むしろ共産党のよう アメリカ帝国主義が主たる目標の闘いでは破棄の闘争とその他の反独占の政策転換の闘争が正しく結合できず、独占体制を全体として弱めることによつて破棄の闘争を成功させるという観点が欠けている。

前者の点についていえば、ここでわれわれは、安保不承認の運動と、破棄闘争との関連を明らかにしておく必要がある当面の目標である不承認運動は、この段階における安保破棄運動の一環であつて、これまでの阻止闘争のエネルギーを正しく発展させ、これをつぎの破棄の闘いに連結させ、さらに高めていくためにどうしても通過しなくてはならない安保闘争の一つの段階である。

安保の無効を訴え、軍事基地の撤去を迫る闘いなど不承認の基本的立場から実質的に安保を空洞化する各種の闘いを積上げていく中で、必然的に破棄の運動に発展する。

そうではなくて、ここで阻止闘争のスローガンを一気に「破棄」にうつしかえただけでは、大衆運動の高揚ははかれない。まして、破棄を条約の破棄にせまく理解したり、これまでの阻止闘争とのつながりにおいて、今後の闘いを組織しくては、破棄闘争の基礎を培うことにはならない。

われわれの不承認の立場は、第一に始めから不承認のものをさらに破棄していくことであり、不承認だから破棄していくのであって、この点では旧安保条約破棄の場合よりさらに強い立場を獲得したことになるのである。すなはち不承認の立場を国民的に持つてゐることは大きな既得権であつて、しかもこの不承認は安保のもつ違憲性の内容において反対なだけなく、いわゆる五月十九日の事態を認めないといふ、その成立過程にも反対するという点に今後の闘争にプラスする大きな意義がある。第二にはこの条約が国際的に発効し、国内的にはその成立が既成事實となつてゐることは認めなければならないが、われわれはこの憲法と法律違反の条約を国際的には破棄し、国内的には憲法裁判をもつて争い、さらにこれに伴う関係諸法律を廃止しなければならない。しかし第三により大切なことはこの条約の効力をより政治的に、より国内問題として理解することであり、日本の政治情勢によつて条約の持つ意味を変え得るのであって、このことは現にアメリカ側で、安保の実効性について多くの懸念が出ていること

からも明らかである。

以上のように不承認の立場は決して消極的なものではなく、それ自体積極的意味をもつてゐるが、この点で次の総選挙は決定的意義がある。総選挙において阻止勢力の側がのびなければ安保という私生児を国民が追認したことになり、阻止勢力がのびれば不承認を再確認したことになり、国際的にも安保の実質的骨抜きを決定づけることになるのである。

最後に第六の問題として安保廃棄はよいが、廃棄後の日本はどうなるのか、という国民的利害に関する疑問がある。

われわれがこの疑問に応えて、明日の日本社会を洞察する具体的な構図を国民に与えたとき、はじめて国民を指導しうる政党となる。われわれはいまそれを中立と新憲法体制に求めようとしている。

われわれの中立とは、いずれの軍事ブロックにも加わらない非加盟主義を基礎とするものであり国際的に保障された中立国としての地位と、積極的にすべての国との平和友好関係を樹立する平和外交政策を基調とするものである。とくに非加盟主義の基礎には今日の社会主義国が、冷戦を否定しながら同時に客観的には冷戦の一方の当時者であるといふ二面性をもつてゐる立場を鋭くみる必要がある。

中立！ それは日本人でありたい、誰れに干渉されたくない、しかもそれが平和でありたいという気持と結びついたものであり、日本の平和と独立と繁栄の結節点である。そしてこの中立は日本国民が戦争体験を通じて大衆の中に自然発生的にもつっていたものであり、それは新憲法体制によって制度にも確立されたのである。しかしこの新憲法体制は自らの支配体制強化をめざす日本独占にとってはその意図をしばる最悪の反対物となつており、安保改定はまさに彼等のその改憲コースのもつとも重要な跳躍

台であった。したがつて、われわれの安保阻止闘争ならびに今後の廃棄闘争こそはこの彼等のコースを阻み、われわれの道である日本中立の道を打ち樹てる闘いそのものである。いまこそ護憲、中立の政府の樹立をめざす闘争がわれわれの政治日程に具体的にのぼってきたのである。そしてわれわれは政治方針にある国内的には護憲、国際的には中立の道を歩むことによつてのみ、アジアと日本の情勢に画期的な前進を展望し得るのである。

しかし、われわれがまだ戦争体験の生々しかった時代には戦争から逃がれるということだけではよかつたがいまはそうではない。中立を通じてどういう未来が開けるのか、国際的に経済関係はどうなるのか国民の生活はどう改善され、どうして繁栄がもたらされるのかを明らかにしなければならない。それがすなわち、われわれの四つの目標を具体的に実現することにかかっているのである。

安保闘争を通じての最大の成果は日本の中立化が国内的にも国際的にも実感を持つてきたことであり、日本国民が毅然として闘い続けたことが却つて世界各国、特にアメリカ内部からさえ、日本の中立化を認める声を上らせたのであり、それは世界的な冷戦体制の崩壊とも無関係ではない。

また、国内的にはこの闘いを通じて日本国民が自分の力で国際関係すら変え得ることを知り、それは同時にアメリカにも中ソにも属さない方向を自分でえらべるんだという自覚が生れたのである。

いまこそわれわれは防衛闘争に明け暮れるのではなく、積極的に攻撃的目標としてだしていくところにこれからわれわれの中立の眞の意義がある。新しい日本の再見これが安保闘争であった。

一、長期政策の検討にあたつて

附「社会党の長期政策の位置づけと性格」

返つてみるとつぎのように総括できる。

1 昭和二十五年の「経済五カ年計画」

イ、朝鮮戦争とともにようインフレ、および特需依存の克服を主要な着眼点とした。

ロ、勤労大衆の生活水準を戦前（昭和九〇十一年）の水準へもどすこと、および、經濟自立のための正常貿易規模の拡大、自給度向上のための國土資源の総合開発を目標としていた。

2 昭和二十八年の左社の「MSAに挑戦して」

イ、朝鮮戦争後、日本の国際收支にしめる特需の比重が過大となり、これが日本經濟の対米従属と軍事化の象徴とみられていた。そして、MSA協定は、この対米従属と經濟軍事化をさらに促進するものとみられていた。

ロ、これに対し、左社は、自主中立、再軍備反対の主張をもって対決した。「MSAに挑戦して」は、バトル法の制限を打破して日中貿易を行なえば、アメリカの特需がなくとも正常貿易によつて日本の国際收支は均衡し、經濟自立を達成できることを示すことをねらいとしていた。また、再軍備をやめて日本の産業構造を平和經濟に改造すれば、日本經濟は繁栄して勤労者の生活永準も向上できることを示すことをねらいとしていた。

3 ハ、「MSAに挑戦して」

ハ、「MSAに挑戦して」は、もち論、基幹産業の社会化等をふくむ社会主義的変革の構想をもじめしてはいたが、その中心的なねいは、特需を中心とする対米依存からどうして脱却するか、におかれていった。おりから、当時の総評は「平和經濟国民會議」のカンパニヤを行なつてはいた。そして、當時の総評の考え方には一つの誤り（日本を植民地とみなし、大資本をもふくめた民族資本を革命の同盟者と見る考え方）があつたといえ、結果的には「MSAに挑戦して」の問題提起は総評の闘争目標と合致したのである。

4 昭和三十二年の「経済建設五カ年計画要綱」

イ、昭和三十年の左右社会党の統一に際し、

社会党の政策の基本方向をしめすものとして「政策大綱」が決定された。この「政策大綱」を立体化、具体化して、社会党政権の成立した場合の政策構想を明らかにする

ために、昭和三十二年の第十三回大会において、「経済建設五カ年計画要綱」が決定された。

ロ、「経済建設五カ年計画」の主なる重点はつぎのようない点におかれていた。

a、鳩山内閣の「経済自立五カ年計画」に

対抗して、平和、中立のコースによる経済自立の構想をしめすこと。これは「MSAに挑戦して」の構想をひきつき、発展させたものである。

b、社会保障と農業、中小企業等の近代化による低所得階層の一掃、いわゆる二重構造の解消と完全雇用達成の構想をしめすこと。

c、主要産業の社会化を中心としての資本主義制度の変革社会主義經濟建設の構想をしめすこと。

ハ、これは当時の二大政党制の政治状況のもとにおいて、とくに社会党の中立政策の經濟的裏づけをしめすこと。および、二大政党の野党たる日本社会党の執政能力、国民經濟運営の abilities を証明することにおかれていた。

その後の作業

「経済建設五カ年計画」の基本構想を何回か再構成して、政策發展の序列を立体化、具體化する作業をくり返してきた。

二 長期政策の問題点

1 総領、運動方針等の政治、プログラムと經濟政策との関連

イ、党の長期經濟計画は、社会党の内部でさえ、とかく政策審議会の物好きの机上プランとみられがちであった。たとえば、総領や運動方針ならば、「社会党政権と社会主義政権の関連はどうか」、「日米間の従属性と日本独占資本の自立傾向との関連はどうか」等の問題は党員の強い関心の対象となるが、そういう関連をもりこんで作成されている長期經濟計画の意義、重要性は

ほとんど党員の関心の対象とならない。そ

のため、党の組織局等の組織活動と政策審議会の政策活動が有機的に結合しない。

口、綱領の基本方針は、「民主的、平和的に

社会党政権を樹立し、これを安定した社会

主義党政権へ転化させる」という過程を経て、「民族独立の任務をともなう社会主義革命」を実現してゆくということである。

政策審議会はこの方針にもとづき、とくに

社会党政権が成立してから一定の予備的段階を経て本格的な社会主義政策へ進んでゆくという移行過程を明らかにすることに力を注いだ。しかしまた、現実の党的活動の要謂からみれば、社会党政権のできるま

えに、保守党政権のもとで行なうべき政策

転換要求の政策を明らかにすることもとくに必要である。そしてこの保守党政権下での闘い及び政策、社会党政権下での闘いと政策、社会主義党政権下での闘いと政策、の三者の区別とつながりを明らかにするこ

とが要求されている。こうしてこそ、党的日常不斷の国会闘争、政審活動等と、原則的な社会主義政策とのつながりがつけられ

てくる。

ハ、当面の保守党政権に対する政策転換闘争の中心となるのは、いうまでもなく安保体制打破、平和、民主、中立政策要求の闘いである。この闘いを裏づける経済政策を中心とする諸政策をしめすことが、とくに当面する長期政策委員会の作業目標である。

2 長期政策と数字指標の関連
イ、「MSAに挑戦して」においても、「経済建設五ヵ年計画要綱」においても、社会党政権下の経済計画での達成目標を、具体的な数字をもつてしめた。この点は政府の経済計画も同様である。そして過去の経験では、日本経済の現実の発展の数字は、わが党的計画、および政府の計画、および政府の計画で想定した数字とともに超過するという結果となつた。

口、これはつぎのような事情によるものである。

a、日本の独占資本の収奪、およびそれによって蓄積した資本の投資による經濟

成長が予想以上であったこと。

b、アメリカの日本独占への資本援助、日

本製品の対米輸入受入れ、東南アジア援助の域外買付け等による対日テコ入れが行なわれたこと。この点は、とくに社会党を中心とする中立政策、対中

国貿易打開等の主張が、結果としてアメリカの対日經濟援助を増大させる効果をもつたことが注目される。

c、平和と民主主義の憲法を基礎として、労働者をはじめとする勤労諸階層がみずから経済的地位の向上のために闘い、それが一定の成果をおさめたこと

が、結果として国内市場を拡大し、国民經濟の規模を拡大する結果をもたらしたこと。

ハ、計画数字が数年ならずして現実に適合しなくなつたという経けんから、党の長期計画に数字的目標をしめすことは意味がないという意見があらわれている。しかし他方、党の主張する政策を国民に信頼させる目途として、特徴的なものについては、数字的目標、指標をしめすことが必要だとの意見もある。

3 社会主義という目標

イ、わが党的基本目標は社会主義であり、また長期政策の基本目標も社会主義である。

ところがわが党には、社会主義という目標は、特別の意識水準に達した人、あるいは特定の専門家にはわかるけれども、選挙のときなどに一般大衆に対しても出すのはあまり好ましくない、という考えがある。

口、これはもち論誤った考え方であるが、また反面、われわれが、社会主義とはこういうよいものであるということを、わかり易く大衆に教宣できる説得方法を案出していないことを反省しなければならない。この壁をやぶることが、ある意味では党の停滞をやぶるきめ手の一つであろう。

なぜ資本主義では悪いのか、なぜ社会主義がいいのか、これを労働大衆に簡潔に理解させること、これが安保体制の打破となりで党的長期政策の中心眼目となるべき

である。

4 日本経済と世界経済との関連

イ、日本をめぐる環境たる世界経済という場においては、社会主義諸国の急速な経済建設、低開発諸国の独立と発展諸国の独立と開発の進行、資本主義諸国の産業循環等、情勢は刻々と変化し、日本経済に与える影響もはげしく動きつつある。この点を注意深く検討することが必要である。

ロ、また、社会主義諸国の経済計画はもとより、イタリヤのバーニ計画など、資本主義諸国の経済計画も研究して参考することが必要である。

附 社会党の長期政策の位置づけと性格

一 位置づけ

党の基本綱領と日常の政審活動との中間に位置づけられる。即ち党の基本綱領と日常の政審活動との系統的理論的な結びつきとなる政策である。党の基本綱領は①資本主義の分析②社会主義への移行③社会主義の実現を規定しているが、この三つの規定と日常の政審活動とが有機的系統的に結びつくような政策である。この作業の過程においては党の綱領自体を改正する必要も生じてくるかも知れない。党の綱領には①土地改革とか②工業改革とかの具体的な綱領がないので、この欠陥を長期政策を補うことになる。资本主义の分析についても、最近におけるその国际的、国内的変化の規定がなされておらず、したがってその変化に対応する対策がなされていない。

二 政策

党の綱領の基本方針はまことに述べたように①資本主義の矛盾を明かにし②民主的、平和的、資本主義政権に代る社会政権を樹立し、「これを安定した社会主義政権へ転化させる」という過程を経て「民族独立の任務をともなう社会主義革命」を実現していくといふことである。これまでの政審の長期政策の重点は、社会党の政権が成立してから、一定の予備的段階を経て本格的な社会主義政権へ

進んでゆくという移行過程を明かにすることにおされた。つまり社会党が政権をとった場合に何をするかというプログラムをまとめたものが「長期計画」であった。

例えれば――期間を一三〇一四年とし

3一、最初の三年準備段階

やるべきこと

(1) 日米安保条約の解消と同時に(2)ソ連中國との平和条約の締結

3二、第二の三年間

◎ 反動立法を全部解消する。

3三、第三の三年間

◎ 低所得層の生活安定と社会主義諸政策の準備措置

(1) 労働者、農民の参加する経済計画機関、経営内における経営協議会――この全国組織網

(2) 日銀と長期銀行(開発銀行)の国有化(フロウの社会化)と産業の国有化

(3) 官僚機構と自衛隊の解消(特権階級の独占をやめて真に国民のものにする)

三 以上凡てを実行し、この過程を経過しなければ次の社会主義建設に移ることができない。この後ににおける社会主義的計画を第一、第二次五カ年計画として想定した。

四 この戦略路線と現実の運動との連関、位置付けがはっきりしていない。現実は保守政権における運動である。保守政権下において社会党政権樹立までの闘いのプログラムを明かにしないで、いきなり社会党政権下の政策を羅列するから関連位置付けがはっきりしないのである。

もちろん社会党政権が成立してからの政策の青写真を示すことも必要であり、無意義ではないであろう。しかし、それだけでは、社会党政権ができるまでは、国民の平和、民主主義、生活保障への要求は実現しないのではないかという失望感を与え、口先だけの「最大限綱領主義」に陥る危険がある。「最大限綱領主義の立場の実践的な現れは、なんの効果もない待望政策であり、わが国の社会を社会主義的な方向に改造するための今日の闘争を放棄することであ

る」といわれる。

したがって、保守政権下の資本主義制下にあって社会党政権を実現せしめるための具体的なプログラムを明かにする必要がある。

このプログラムは新安保体制の下における保守の対米れいぞくの独占資本政策を転換せしめる闘いのプログラムであり、このプログラムを実践することによって日本の社会を社会主義的方向にむけるとともに、この実践を通じて、社会党政権の実現を可能ならしめ、さらに、この実践の中に社会主義政策を実現しうる基盤が培われるものであることを明かにするものである。社会党政権実現に至るまでの保守と対決した、政策転換の闘争こそが、社会主義実現の布石となるのであり、社会党政権下の政策を効果なき待望政策でないものにするのである。

そこで社会党の長期政策の重点は、政策を羅列することではなく保守、革新の力関係を大きく替えて行くような政策転換闘争のポイントは何かを明かにすると思う。

このポイントが何であるを具体的に示したのが、五月十九日における新安保条約の強行採決を契機として国民の間にほうはいとして起つた議会主義、民主主義、憲法擁護の世論であった。この世論は国の全般的な政治的方向を変えなければならぬこと、政治の質政策の方向を転換しなければならないことを示している。したがって政策転換闘争のポイントは平和、民主と。

資料

一 沿岸漁業振興法案要綱

第一 目的

第二 定義

この法律は、総合的な計画に基づいて沿岸区域における漁場条件の改善、水産種苗の確保並びに水産物の生産、流通及び加工のための共同施設の整備等を行ない、もつて沿岸漁業の振興及び漁民生活の向上を図ることを目的とするこ

的日本国憲法の完全実施を綱領とする勤労大衆の民主主義政府を実現するための闘争である。

かくて社会党の長期政策の内容は日本国憲法の完全実施の具体策でなくてはならない。社会党の基本綱領は社会主義実現の過程において日本国憲法をどう評価し、どう位置づけるかに全然ふれていない。しかし、日本国憲法には、日本社会と国家との発展の綱領の本質的な要素がふくまれている。日本国憲法は社会主義への日本道の上の重要な採点となるものである。社会主義への日本の道の上の日本国憲法の価値を十分に評価しなくてはならない。

日本国憲法は、イタリア共和国憲法の場合と同様に「國の社会が社会主義の方向への改造の道を大きく踏み出すことを可能にしている。」

日本国憲法は、世界のブルジョア階級が人民に譲歩した内容をもつており、その意味で進歩的であり、アメリカが戦後の極東情勢の分析をまちがつて日本に与えたものである。したがつて日本の支配階級にもアメリカにも日本国憲法が邪魔になり、彼等は、憲法をカンニングしたり、サボつたりし、或に改悪しようとしているのである。したがって日本人民はこの憲法をあくまで守り、憲法の完全実施を要求すべきである。そして憲法の完全実施を行うことによつて国民の生活はどうなるかを示すことが長期政策の作業の一つとなる。

1 この法律で、「沿岸漁業振興事業」とは、沿岸漁業振興区域内において行なう左の各号に掲げる事業であつて、農林大臣が沿岸漁業振興審議会の意見を聞いて定める規準に適合するものをいうものとすること。

一 築磯及び魚礁設置に関する事業
二 人工産卵化放流（種付を含む）及び

稚魚（稚貝及び種苗を含み、さけ、ますの稚魚を除く。）の育成に関する事業

三 人工藻及び産卵場（種付場を含む。）の造成保護に関する事業

四 共同養魚施設の設置に関する事業

五 魚田開発に関する事業

六 漁場改良（耕耘、整地、排水、客土、防波導流施設の設置又は作れいをいう。）に関する事業

七 害敵駆除に関する事業

八 集團操業の指導のための施設の設置に関する事業九業用通信施設の設置に関する事業

十 漁船又は漁具の整備に関する事業

十一 魚船又は漁具の共同保全施設の設置に関する事業

十二 水産物の處理又は加工のための施設の設置に関する事業

十三 水産物の流通改善のための施設の設置に関する事業

十四 水産物の流通改善のための施設の設置に関する事業

十五 共同作業施設の設置に関する事業

十六 この法律の目的を達成するに必要なその他の事業であつて農林省令で定めるもの

この法律で「沿岸漁業振興区域」とは、沿岸漁業振興事業の実施につき左の各号に掲げる要件具備をする沿岸区域（沿岸地域及び沿岸水域をいい、内水面漁業にかかる地域及び水域を含む。）であつて、農林大臣が沿岸漁業振興審議会の意見をきいて定める基準に適合するものをいうものとすること。

一 その区域において沿岸漁業に従事する漁家（漁船を使用しないで、若しくは無動力漁船を使用して漁業を営む個人をいう。）の占める割合が一定数に達すること。

二 その区域内における漁場状態若しくは海況又は気象等の自然条件が漁業經營の基盤を確立するために適当であること。

三 その区域内における漁業生産及び漁獲の加工又は流通のための共同利用目的とする施設を新たに設置することが必要であること。

第三 沿岸漁業振興区域の指定及び沿岸漁業振興計画の樹立

都道府県知事は、農林省令で定める手続に従い、沿岸漁業振興区域の案及びその区域内における五箇年を一期とする沿岸漁業振興事業の計画（これを沿岸漁業振興事業の計画という。）の案を定めて、農林大臣の承認を受けなければならないものとすること。

前項の規定による沿岸漁業振興区域の案及び沿岸漁業振興計画の案は、この法律施行後三箇年以内において農林大臣の定める日までに農林大臣に提出しなければならないものとすること。

都道府県知事は、沿岸漁業振興区域の案及び沿岸漁業振興計画の案を定めようとするときは、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会漁業協同組合及び漁業協同組合連合会並びに沿岸漁業振興に関する学識経験を有する者の意見をきいてしなければならないものとすること。またこれを変更する場合も同様とすること。

農林大臣は第二に規定する沿岸漁業振興区域及び沿岸漁業振興計画の案が農林大臣の定める基準に適合する場合には、これを承認しなければならないものとすること。

都道府県知事は前項の承認があつた場合は速やかに沿岸漁業振興区域を指定し、その区域内における沿岸漁業振興計画を決定し、これを公表することとする。

第四 農林大臣の定める特定沿岸漁業振興区域及び特定沿

岸漁業振興計画

農林大臣は、沿岸漁業振興事業のうち左の各号の一に該当するものを含む区域については、特別の沿岸漁業振興区域（これを特定沿岸漁業振興区域という）を定め、その区域内における五箇年を一期とする特別の沿岸漁業振興計画（これを特定沿岸漁業振興計画という。）を樹立することができるものとすること。

一 二以上の都道府県の漁家によって利用さ

れるもの

二 高度の技術を必要とするもの

三 天災、漁況の変化、埋立工事等により現に漁業經營の内容が著しく悪化しており又は将来その虞れがあるため漁業振興上の特別の施策として実施すべきもの

農林大臣は、前項に掲げる特定沿岸漁業振興区域及び特定沿岸漁業振興計画を定めようとするときは、あらかじめ沿岸漁業振興審議会の意見をきかなければならないものとすること。また、これを変更する場合も同様とすること。

第五 国が行なう沿岸漁業振興事業

第四の規定による特定沿岸漁業振興計画に基づく沿岸漁業振興事業は、国がみずからこれを実施することを原則することとし、ただし政令で定める場合には、工事の全部又は一部を都道府県に行なわせることができるものとすること。

第六 国が行なう沿岸漁業振興事業に対する負担金

1 国は、政令で定めるところにより、国が行なう沿岸漁業振興事業に要する経費の一部を関係都道府県又は原因者に負担させることができるものとすること。

ただし、魚田開発事業、害敵駆除に関する事業及び政令で定めるその他沿岸漁業振興事業の実施に要する経費については、国がその全部を負担するものとすること。

2 前項の規定(ただし書の部分を除く。)により経費を負担する都道府県は、政令で定めるところにより、条例で国が行なう沿岸漁業振興事業によって利益を受ける者から、その受けける利益を限度として負担金の一部を徴収することができるものとすること。

第七 漁業権者の同意

国又は地方公共団体が沿岸漁業振興事業を行なう場合において、当該事業にかかる区域が漁業権又は入漁権に属する区域であるときは関係漁業権者又は入漁権者及び漁業法第八

条の規定による漁業を営む権利を有する者の同意を得なければならないのとすること。

第八 補 助

1 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、次の各号に掲げる割合で補助することができるものとすること。

一 都道府県が沿岸漁業振興事業(次号に掲げる事業を除く。)を施行する場合には当該事業に要する経費の二分の一
二 都道府県が沿岸漁業場振興事業を施行する場合であつて、その利用関係が政令で定める条件に適合するものについては、当該事業に要する経費の三分の一

三 都道府県以外の者が沿岸漁業振興事業を施行する場合には、都道府県が当該経費の三分の二を下らない補助をする場合における当額補助に要する経費(三分の二ををこえて補助する場合、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の二分の一

前項の規定により補助の対象となる沿岸漁業振興事業は、地方公共団体又は漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が第四の規定により農林大臣の承認を受けた沿岸漁業振興計画に基いて行なうものに限るものとすること。
農林漁業金融公庫(以下「公庫」という)は第三の規定により農林大臣の承認を受けた沿岸漁業振興計画に基き沿岸漁業振興事業を実施する者に対し、第十に掲げる条件で、当該沿岸漁業振興事業の実施に必要な資金(これを沿岸漁業振興資金という)の貸付を行なうものとすること。

第九 沿岸漁業振興資金の貸付

1 公庫が沿岸漁業振興資金の貸付を行なう場合における貸付金の貸付条件は、第八の規定により補助を受けた者に対しては年利率六分以内、償還期間(据置期間を含む)は十五年以内、据置期間は三年以内、その他の方に対しても年利率四分以内、償還期間(据置期間を含む)は二十年以内、据

期間は五年以内において、それぞれ公庫が定めるものとすること。

2 公庫が沿岸漁業振興資金貸付けるにあたつては、岸沿漁業振興計画の総合的な実施に資するため、計画的かつ効率的に行なわねばならないものとすること。

3 この法律の規定によりその権限に属させた事項その他沿岸漁業振興事業に関する重要事項を調査審議するため、水産庁に委員二十名以内で組織する沿岸漁業振興審議会を置くものとすること。

4 施行日を規定すること。

5 水産庁設置法の一部改正の規定を設けること。

6 地方自治法の別表を改正し、都道府県知事の沿岸漁業振興区域及び沿岸漁業振興計画の作成の事務を行なう規定を設けること。

7 公有水面埋立法、港湾法臨海地域開発促進

法等を改正し、沿岸漁業振興区域にかかる各種事業間の調整につき協議応諾義務の規定を設けること。

8 農林漁業金融公庫法を次のように改正すること。

9 一 沿岸漁業振興基金の貸付に関する能力規定を置くこと。

10 二 沿岸漁業振興事業助成基金百億円の増資規定を置くこと。

11 三 政府は昭和三十六年度に、一般会計から、百億円を経済基盤強化資金に繰り入れるものとすること。

12 四 政府は昭和三十六度一般会計か農林漁業金融公庫に対し、沿岸農業振興法第二に掲げる事業に対し、同公庫が行なう貸付に係る利子の軽減に充てる財源をその運用によって得るための沿岸漁業振興事業助成基金として百億円を出資するものとすること。

第十一 沿岸漁業振興審議会の設置

この法律の規定によりその権限に属させた

事項その他の沿岸漁業振興事業に関する重要事

項を調査審議するため、水産庁に委員二十名

以内で組織する沿岸漁業振興審議会を置くも

のとすること。

附 則

一一「經濟白書」批判

一、經濟白書は明年度の日本經濟の高い成長、生産の急速な上昇、雇用の改善などを誇示しているが、相変らず全体としての量の面からのみ現象を捉え、經濟の質的構造的分析に欠け、生産諸部門のアンバランス、産業の二重構造の動向、増大した雇用の質、国民階層の生活への影響などについては目を蔽うている感がある。

むしろ最近の經濟の異常な拡大は、国家独占資本の強引な資本蓄積、生産集中の政策が、労働者の低賃銀とおくれた中小企業、農林漁業の犠牲の上に強行されたものであり、經濟成長に伴い益々国内には好況と不況との明暗二つの対照、大企業と弱小企業の格差、中央と地方の不均衡、国民の所得と生活の断層がはげしくなりつつあることを否定できない。

既に昭和三十一年度の白書にも經濟の二重

構造の是正が強調されて居ったが、独占資本と結びつく保守政権の下では、その実行を期待し得ないことを白書は自ら暴露したものと云えよう。

二、本年三月頃からの生産の後退、景気の鈍化を以て「高成長期の踊り場」であるとして、或は「上昇の成熟期」という苦しい表現を使っているが、しおよる景気の後退を前には、流石に「高原景気」という勇気がなかつたのであろう。

輸出と在庫投資上昇は鈍化することを白書も認めているが、期待される個人消費も、テレビなど耐久消費財需要は、月賦など購買力の先喰いによる強引な販売の結果、頭打ち状態に達し、財政も景氣後退期の影響によつて多くを期待し得ないであらう。白書は世界經濟の見透しと関連しつつ、下半期の景気下降の危険信号について、卒直

な見解を明らかにすべきである。

三、経済の現局面に対する評価のアイマイさの結果、貿易為替の自由化政策や産業構造再編成など今後の政策の方向についても、問題を明確にしている。

景気停滞、輸出鈍化の局面を前にして貿易の自由化政策をとることが正しいかどうかにはふれないと単に自由化を至上命令として掲げることに大きな問題がある。特に自由化を前提としての国内産業構造政策は、合理化と系列化の促進となり、おくれた中小企業農業の切り捨てによる国内経済の再編を強行し、この競争に堪えるものが生残り、弱小企業が整理されること、自由化とは対外政策ではなくして対内政策であることを白書は自認しているのであり、貿易の停滞を防止するため、中国貿易の再開や、独占を抑えてくれた中小企業、農業を引上げる経済民主化政策とは全く反していると言わなければならない。

これを要するに、白書は量の面の経済拡大を誇示し、質的構造的分析を欠き、特に二重構造や国民生

二 池田内閣へ対する申入書

池田内閣の唯一つの使命は、早期解散であるが、解散前に、新内閣が解決して置かねばならぬ緊急課題として、我々は、次の諸点を挙げる。

一 選挙法改正

- (イ) 選挙公営を徹底して、金のかかる選挙の弊害を一掃し、同時に、選挙違反に対しても罰則を強化して、厳罰を以てのぞむ。
- (ロ) 別表を改正し、議員定数と有権者数との不均衡を是正し、有権者の票が、正確に、議席に反映するようにする。

警察の民主化

現在、警察は、公安警察の強化にのみ重点が置かれ、殺人、強盗など、民衆の平和な生活を

活の格差に目を蔽うている。

二、現局面を「高い成長期の一つの踊り場」「上昇の成熟期」などとゴマ化し、下半期に予想される景気後退をことさらに認めまいとしている。

最近国際収支の逆調と在庫投資の鈍化及び個人消費の伸びに期待を持てない現況等から見て下期からの景気後退に卒直な見解の表明と、これに対する対策こそ必要である。

三、今後の政策として貿易為替自由化をテコにする産業構造再編成政策は二重構造の是正とならず却って、合理化、系列化を促進し、おくれた中小企業、農業の切り捨て政策となるであろう。貿易の拡大は中国、共産圏貿易の打開と、独占を抑えて、中小企業、農業を引上げ経済民主化政策をとることが、正しい行き方である。

本年の白書は一言で言えば既往の成果については「高姿勢」、今後の見透しについては「低姿勢」、政策については「貧困」の印象を受ける。

おびやかす事件が続発しているにもかかわらず、刑事警察は、逆に手薄になつてゐる有様である。

政府は、警棒の下に政治はない事実を直視し、公安警察の予算人員その他の、刑事警察に振向け、民衆の平和な生活を保護するために万全を期すべきである。

一 貿易の自由化

易自由化が、農業、中小企業に対して重大な影響を与えることを考慮し、先に、岸内閣が発表した自由化計画を再検討し、これの実施を見合せるべきである。同時に、わが国の経済基盤を強化し、二重構造を解消する政策を推進すべきである。

一 国民年金

(イ) 抱出年金に対しても、抱出金額が一律であるため、低所得者の負担が大きいこと、積立から給付までの期間が長く、給付の保証が不確定であることなど、種々の不合理があるために、各地に、反対運動が起っている。政府は、抱出年金の実施を当分延期し、その内容を再検討して、国民の納得できる合理的な形に修正すべきである。

(ロ) 無抱出年金については、当面給付額の増額、その他の改善を行うべきである。

一 減 稅

本年度中に、租税の自然增收の見込みは、当初よりもさらに一千億上廻るので、当然、配偶者控除、専従者控除、事業税など、勤労者に対する減税を実施すべきである。

右申入れる。

一九六〇年七月二〇日

内閣総理大臣 池田勇人 殿
日本社会党

政
審
資
料
第
三
二
号

昭和三十五年八月十五日発行
(毎月十五日発行)

定
価
一
〇
〇
円